

重要

令和2年5月20日

薬局開設者・管理者 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 日比野 靖

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、本県においては岐阜県薬剤師会が事業実施者として、配送に係る費用の支援事業を実施いたします。**【要確認】**事業概要、報告様式及び報告方法等は岐阜県薬剤師会ホームページに掲載しています。

各薬局におかれましては、岐阜県薬剤師会ホームページに掲載された手順に沿って、配送に係る費用の請求手続きを行ってください。

また、本事業により把握された「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、0410事務連絡による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース（C○V自宅、C○V宿泊、0410対応）については、県薬へ補助金請求を行わないものも含めて報告をお願いします。

なお、本事業は令和2年度補正予算の範囲内で実施されます。支援の対象となるのは予算成立日（4月30日）以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

配送方法に関しては、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。

【請求手順】

- ①県薬HPより請求書（報告書）様式「別紙 電話等による服薬指導等及び配送などの実施状況一覧」をダウンロードしてファイル名を10桁の保険薬局コードに変更（例：2140000000）※「21」：県コード、「4」：点数区分コード
- ②事業概要、報告様式及び報告方法等を確認の上、①の書式を作成
- ③インターネットにて報告する 薬剤師会HP及び以下より報告

<https://ws.formzu.net/fgen/S26551118/>



- 5月分は6月15日まで、以降翌月10日までにご報告ください ■
- 本事業は、岐阜県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象です ■